

【令和6年6月版】



# 自己点検シート

(介護報酬編)

## 居宅介護支援・介護予防支援

事業所番号： 33

事業所名：

点検年月日： 令和 年 月 日( )

点検担当者：

# 自己点検シート 介護報酬編（居宅介護支援費）

「告示」:平成12年厚生省告示第20号 「通知」:平成12年3月1日老企第36号

届出状況	点検項目	点検事項	点検結果	確認書類	告示・通知等	介護報酬の解釈頁
	居宅介護支援費 (1月につき)	費用の額は、「指定居宅介護支援介護給付費単位数表」により算定されているか。		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ サービス提供票・別表控</li> <li>・ 給付管理票</li> <li>・ 介護給付費請求書、明細書</li> <li>・ 勤務体制一覧表</li> <li>・ 出勤簿(タイムカード)</li> <li>・ 委託契約書</li> </ul>	告示別表イ注1 通知第3の7(1)	青 P848～851
		(1) 居宅介護支援費 (I)	<input type="checkbox"/> 該当			
		(一) 居宅介護支援費 (i) 取扱件数が45未満	<input type="checkbox"/> 該当			
		a 要介護1又は要介護2	<input type="checkbox"/> 1, 086単位			
		b 要介護3, 要介護4又は要介護5	<input type="checkbox"/> 1, 411単位			
		(二) 居宅介護支援費 (ii) 取扱件数が45以上である場合において、45以上60未満の部分について算定	<input type="checkbox"/> 該当			
		a 要介護1又は要介護2	<input type="checkbox"/> 544単位			
		b 要介護3, 要介護4又は要介護5	<input type="checkbox"/> 704単位			
		(三) 居宅介護支援費 (iii) 取扱件数が45以上である場合において、60以上の部分について算定	<input type="checkbox"/> 該当			
		a 要介護1又は要介護2	<input type="checkbox"/> 326単位			
		b 要介護3, 要介護4又は要介護5	<input type="checkbox"/> 422単位			
		(2) 居宅介護支援費 (II)	<input type="checkbox"/> 該当			
		(一) 居宅介護支援費 (i) 取扱件数が50未満	<input type="checkbox"/> 該当			
		a 要介護1又は要介護2	<input type="checkbox"/> 1, 086単位			
		b 要介護3, 要介護4又は要介護5	<input type="checkbox"/> 1, 411単位			
		(二) 居宅介護支援費 (ii) 取扱件数が50以上である場合において、50以上60未満の部分について算定	<input type="checkbox"/> 該当			
		a 要介護1又は要介護2	<input type="checkbox"/> 527単位			
		b 要介護3, 要介護4又は要介護5	<input type="checkbox"/> 683単位			
		(三) 居宅介護支援費 (iii) 取扱件数が50以上である場合において、60以上の部分について算定	<input type="checkbox"/> 該当			
		a 要介護1又は要介護2	<input type="checkbox"/> 316単位			
	b 要介護3, 要介護4又は要介護5	<input type="checkbox"/> 410単位				
	国民健康保険中央会にケアプランデータ連携システムの利用申請をし、クライアントソフトをインストールしているか。	<input type="checkbox"/> 適正	※ケアプランデータ連携システムの活用及び事務職員の配置を行っている場合に算定  ・ 体制等に関する届出必要	告示別表イ注2 通知第3の7(2), (3)		



届出状況	点検項目	点検事項	点検結果	確認書類	告示・通知等	介護報酬の解釈頁		
	高齢者虐待防止措置未実施減算 (-1/100)	(1) 高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催している。	<input type="checkbox"/> 未実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会議記録</li> <li>・ 指針</li> <li>・ 研修計画</li> <li>・ 研修記録</li> </ul>	告示別表イ注3	青 P852～853		
		(2) 高齢者虐待防止のための指針を整備している。	<input type="checkbox"/> 未実施				通知第3の8	
		(3) 高齢者虐待防止のための研修を年1回以上実施している。	<input type="checkbox"/> 未実施					R6年度報酬改定Q & A問167～170
		(4) 高齢者虐待防止措置を適正に実施するための担当者を置いている。	<input type="checkbox"/> 未実施					
		(1)～(4)の一つでも講じられていない場合、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について減算	<input type="checkbox"/> 該当					
業務継続計画未実施減算 (-1/100)	(1) 感染症に係る業務継続計画 (感染症の予防及びまん延の防止のための指針)	<input type="checkbox"/> 未策定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画</li> <li>・ 指針</li> </ul>	告示別表イ注4	青 P852～853			
	(2) 災害に係る業務継続計画	<input type="checkbox"/> 未策定				通知第3の9		
	(3) (1) (2)の計画に従い必要な措置を講じている。	<input type="checkbox"/> 未実施					R6年度報酬改定Q & A問164～166	
	(1)～(3)の一つでも講じられていない場合、事実が生じた月の翌月(月の初日の場合は当該月)から基準に満たない状況が解消された月まで、利用者全員について減算	<input type="checkbox"/> 該当						
	※令和7年3月31日まで経過措置期間							
同一建物減算 (×95/100)	(1) 事業所と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内若しくは同一の建物に居住する利用者	<input type="checkbox"/> 該当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用者台帳</li> <li>・ 給付管理票</li> </ul>	告示別表イ注5	青 P852～853			
	(2) 事業所における1月当たりの(当該月に給付管理をした)利用者が同一の建物に20人以上居住する建物(上記(1)以外の建物)に居住する利用者	<input type="checkbox"/> 該当				通知第3の10		

届出状況	点検項目	点検事項	点検結果	確認書類	告示・通知等	介護報酬の解釈頁			
運営基準減算 (50/100)		<p>居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ利用者に利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができることについて説明している。</p>	<input type="checkbox"/> 未実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重要事項説明書</li> <li>・契約書</li> <li>・支援経過</li> </ul>	告示別表イ注6	青 P854～855			
		<p>居宅サービス計画の新規作成及びその変更にあたって、</p>						通知第3の6	
		<p>①利用者の居宅を訪問し、利用者及び家族に面接の実施</p>	<input type="checkbox"/> 未実施				・アセスメント記録、支援経過等	Q1～4	緑 P162～163
		<p>②サービス担当者会議の開催</p>							
		<p>・居宅サービス計画を新規に作成した場合及び変更した場合</p>	<input type="checkbox"/> 未開催						
		<p>・要介護認定を受けている利用者が要介護更新認定を受けた場合</p>	<input type="checkbox"/> 未開催				・サービス担当者会議の要点 ・サービス担当者に対する照会記録		
		<p>・要介護認定を受けている利用者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合</p>	<input type="checkbox"/> 未開催						
		<p>③居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上で、居宅サービス計画を利用者及び担当者へ交付</p>	<input type="checkbox"/> 未交付				・居宅サービス計画書 ・居宅サービス計画に対する同意書		
		<p>モニタリングにあたって、</p>							
		<p>1月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者へ面接</p>	<input type="checkbox"/> 未実施						
<p>2月に1回、利用者の居宅を訪問し、居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して行う場合</p>									
<p>・テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ている</p>	<input type="checkbox"/> 未実施	・モニタリング記録 ・テレビ電話装置活用の同意書 ・サービス担当者会議の要点 ・モニタリングに係る情報連携シート							
<p>・サービス担当者会議で、次の事項について、主治の医師、担当者その他の関係者の合意をえている i) 利用者の心身の状況が安定していること ii) 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること iii) 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること</p>	<input type="checkbox"/> 未実施								
<p>モニタリングの結果の記録</p>	<input type="checkbox"/> 1月以上未実施								
運営基準減算 (0/100)		<p>運営基準減算(50/100)が2月以上継続</p>	<input type="checkbox"/> 継続	・介護給付費請求書、明細書	告示別表イ注6	青 P854～855			
		<p>2月目から適用</p>	<input type="checkbox"/> 該当	・モニタリング記録等	通知第3の6 Q3	緑 P162			

届出状況	点検項目	点検事項	点検結果	確認書類	告示・通知等	介護報酬の解釈頁
	特別地域加算(15%)	厚生労働大臣の定める地域	<input type="checkbox"/> 該当	・介護給付費請求書、明細書 ・体制等に関する届出必要	告示別表イ注7 平成24年告示第120号	青 P854 緑 P748～
	「中山間地域等」に所在する小規模事業所加算(10%)  岡山市は「7級地」で対象外。	1単位の単価が「その他」の地域	<input checked="" type="checkbox"/> 非該当	・給付管理票	告示別表イ注8 通知第3の11 (施設基準)告示第96号46 告示第83号・一	青 P854 青 P855 緑 P766～
特別地域加算対象地域外		<input checked="" type="checkbox"/> 該当				
豪雪地帯、辺地、特定農山村地域、過疎地域のいずれかの地域		<input checked="" type="checkbox"/> 該当				
(3月を除くサービス提供が6か月以上ある事業所)前年度(3月を除く)の1月当たりの平均実利用者数が20人以下		<input checked="" type="checkbox"/> 該当				
		(上記の実績がない事業所)直近3か月の1月当たりの平均実利用者数が20人以下	<input checked="" type="checkbox"/> 該当			
	「中山間地域等」に居住する者へのサービス提供を行った場合の加算(5%)	利用者が該当地域に居住	<input type="checkbox"/> 該当	・運営規程 ・居宅サービス計画 ・領収書控	告示別表イ注9 告示第83号・二	青 P854 緑 P766～
		通常の事業の実施地域外	<input type="checkbox"/> 該当			
	特定事業所集中減算 200単位	①～⑤に掲げる事項を記載した書類を作成及び保存		・特定事業所集中減算に係る算定書 ・理由書  【特定事業所集中減算の対象となるサービス】 訪問介護、通所介護、福祉用具貸与、地域密着型通所介護	告示別表イ注10  (基準告示) 告示第95号83  通知第3の13  Q5～14	青 P856～857     緑 P164～166
①判定期間における居宅サービス計画の総数		<input type="checkbox"/> 作成及び保存				
②訪問介護、通所介護、福祉用具貸与又は地域密着型通所介護の、それぞれが位置付けられた居宅サービス計画数		<input type="checkbox"/> 作成及び保存				
③訪問介護、通所介護、福祉用具貸与又は地域密着型通所介護の、それぞれの紹介率最高法人が位置付けられた居宅サービス計画数並びに紹介率最高法人名称、住所、事業所名及び代表者名		<input type="checkbox"/> 作成及び保存				
④算定方法で計算した割合		<input type="checkbox"/> 作成及び保存				
⑤算定方法で計算した割合が80%を超えている場合であって正当な理由がある場合については、その正当な理由		<input type="checkbox"/> 作成及び保存				
判定期間に作成した、右に記載のサービスが位置付けられた居宅サービス計画の数をそれぞれ算出し、各サービスそれぞれについて、最もその紹介件数の多い法人を位置付けた居宅サービス計画の占める割合	<input type="checkbox"/> 80/100以上					
	初回加算 300単位	新規(契約の有無にかかわらず2か月以上居宅介護支援を提供していない)に居宅サービス計画を作成	<input type="checkbox"/> 該当	・居宅サービス計画書、給付管理票、 介護給付費請求書、明細書	告示別表ロ  (利用者告示) 告示第94号56  通知第3の12  Q15	青 P856    緑 P167
要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成		<input type="checkbox"/> 該当				
要介護状態区分が2区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成		<input type="checkbox"/> 該当				
運営基準減算		<input type="checkbox"/> 非該当				

届出状況	点検項目	点検事項	点検結果	確認書類	告示・通知等	介護報酬の解釈頁	
	特定事業所加算	基準の遵守状況に関する記録	<input type="checkbox"/> 作成及び保存	・居宅介護支援における特定事業所加算に係る確認表（2 毎月の記録）		青 P858～863	
	特定事業所加算（Ⅰ） 519単位	(1) 常勤かつ専従の主任介護支援専門員 ※利用者に対する居宅介護支援に支障がない場合は、当該事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある他の事業所の職務と兼務可。	<input type="checkbox"/> 2名以上配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>主任介護支援専門員研修修了証の写し、雇用契約書</li> <li>介護支援専門員証、雇用契約書</li> <li>勤務形態一覧表</li> <li>緊急連絡マニュアル、フローチャート等</li> <li>研修計画（事業計画）</li> <li>会議記録</li> <li>特定事業所集中減算に係る算定書</li> <li>利用者一覧表</li> <li>サービス提供票・別表控</li> <li>給付管理票</li> <li>介護給付費請求書、明細書</li> <li>実務研修実習受入事業所登録決定通知書等</li> </ul> <p>・体制等に関する届出必要</p>	告示別表ハ	青 P858～863	
	(2) 常勤かつ専従の介護支援専門員（(1)の主任介護支援専門員を除く） ※利用者に対する居宅介護支援に支障がない場合は、当該事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある介護予防支援事業所の職務と兼務可	<input type="checkbox"/> 3名以上配置				(基準告示) 告示第95号84	
	(3) 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に（概ね週1回以上）開催し、議事の記録の作成（テレビ電話装置等を活用して行うことができる。）	<input type="checkbox"/> 開催 <input type="checkbox"/> 作成及び保存				通知第3の14	
	(4) 24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制	<input type="checkbox"/> 確保				Q17～22	緑 P167～170
	(5) 算定日が属する月の利用者の総数のうち、要介護3、4又は5である者の割合	<input type="checkbox"/> 4割以上				R6年度報酬改定Q&A問116、117	P508
	(6) 計画的な研修（研修計画の作成及び実施）（介護支援専門員について個別具体的な目標等を次年度が始まるまでに定めている。）	<input type="checkbox"/> 実施					
	(7) 地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定居宅介護支援を提供	<input type="checkbox"/> 提供					
	(8) 家族に対する介護等を日常的に行っている児童（ヤングケアラー）や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加している	<input type="checkbox"/> 参加					
	(9) 特定事業所集中減算	<input type="checkbox"/> 非適用					
	(10) 介護支援専門員1人当たりの利用者数	<input type="checkbox"/> (Ⅰ) 45名未満 (Ⅱ) 50名未満					
	(11) 「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制（平成28年度から適用）	<input type="checkbox"/> 協力・確保					
	(12) 他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等	<input type="checkbox"/> 実施					
	(13) 必要に応じて、多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を支援するサービスが包括的に提供されるような居宅サービス計画	<input type="checkbox"/> 作成					

届出状況	点検項目	点検事項	点検結果	確認書類	告示・通知等	介護報酬の解釈頁
	特定事業所加算（Ⅱ） 421単位	(1) 加算（Ⅰ）の(2)(3)(4)(6)(7)(8)(9)(10)(11)(12)(13)の基準 (2) 常勤かつ専従の主任介護支援専門員 ※利用者に対する居宅介護支援に支障がない場合は、当該事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある他の事業所の職務と兼務可。	<input type="checkbox"/> 全て適合 <input type="checkbox"/> 配置	同上	同上	同上
	特定事業所加算（Ⅲ） 323単位	(1) 加算（Ⅰ）の(3)(4)(6)(7)(8)(9)(10)(11)(12)(13)の基準 (2) 加算（Ⅱ）の(2)の基準 (3) 常勤かつ専従の介護支援専門員（(2)の主任介護支援専門員を除く） ※利用者に対する居宅介護支援に支障がない場合は、当該事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある介護予防支援事業所の職務と兼務可	<input type="checkbox"/> 全て適合 <input type="checkbox"/> 配置 <input type="checkbox"/> 2名以上配置	同上	同上	同上
	特定事業所加算（A） 114単位	(1) 加算（Ⅰ）の(3)(4)(6)(7)(8)(9)(10)(11)(12)(13)の基準 (4)(6)(11)(12)は他の同一の事業所との連携可 (4)の連携には、利用者等への説明及び同意 (2) 加算（Ⅱ）の(2)の基準 (3) 常勤かつ専従の介護支援専門員（(2)の主任介護支援専門員を除く） ※利用者に対する居宅介護支援に支障がない場合は、当該事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある介護予防支援事業所の職務と兼務可 (4) 専従の介護支援専門員（(2)(3)の介護支援専門員を除く） ※利用者に対する居宅介護支援に支障がない場合は、当該事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある介護予防支援事業所の職務と兼務可	<input type="checkbox"/> 全て適合 <input type="checkbox"/> 配置 <input type="checkbox"/> 1名以上配置 <input type="checkbox"/> 常勤換算方法で1以上配置	同上	同上	同上
	特定事業所医療介護連携加算 125単位	加算を算定する年度の前々年度の3月から前年度の2月までの間において、退院・退所加算の算定に係る病院等との連携の回数 加算を算定する年度の前々年度の3月から前年度の2月までの間において、ターミナルケアマネジメント加算の算定回数 (経過措置) ・令和7年3月31日まで 従前のおり（令和5年3月～令和6年2月）算定回数が5回以上 ・令和7年4月1日～令和8年3月31日 〔令和6年3月の算定回数×3+令和6年4月～令和7年2月の算定回数〕が15回以上 特定事業所加算（Ⅰ）、（Ⅱ）又は(Ⅲ)を算定。	<input type="checkbox"/> 35回以上 <input type="checkbox"/> (R7.3.31まで)5回以上 (R7.4.1～)15回以上 <input type="checkbox"/> 該当	・退院・退所加算の算定状況 ・ターミナルケアマネジメント加算の算定状況  ・体制等に関する届出必要	告示別表二 (基準告示)告示第95号84の2 通知第3の15	青 P863～864



届出状況	点検項目	点検事項	点検結果	確認書類	告示・通知等	介護報酬の解釈頁
	入院時情報連携加算 (I) 250単位	利用者が入院した日のうちに、医療機関の職員に対して利用者に係る心身の状況や生活環境等の情報提供 ・入院の日以前に情報提供した場合も算定可 ・事業所の営業時間終了後又は営業日以外の日に入院した場合は入院日の翌日に情報提供した場合も可 1月に1回を限度	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 該当	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報提供した日時・場所・内容・提供手段等の記録</li> <li>居宅サービス計画書、給付管理票、介護給付費請求書、明細書</li> </ul>	告示別表木 通知第3の16  (基準告示) 告示第95号85	青 P864
	入院時情報連携加算 (II) 200単位	利用者が入院した日の翌日又は翌々日に、医療機関の職員に対して利用者に係る心身の状況や生活環境等の情報提供 ・事業所の営業時間終了後に入院した場合で、入院した日から3日目が営業日以外の日に当たるときは、当該営業日以外の日の翌日に情報提供した場合も算定可 1月に1回を限度	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 該当			
	退院・退所加算 (共通)	入院・入所期間を経た後の退院・退所に当たって、退院・退所前から退院後7日以内までに、職員と面談を行い、利用者に関する情報提供を受けている。(テレビ電話装置等を活用して行うことができる。) 当該情報に基づき居宅サービス計画を作成、居宅サービス・地域密着型サービスの利用に関する調整を行っている。 同一日に情報を複数回受けた場合又はカンファレンスに参加した場合は1回として扱う。 利用者の居宅サービス利用開始月に算定 退院・退所日が属する日の翌月末までにサービス提供を開始 初回加算を算定していない。	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 該当	<ul style="list-style-type: none"> <li>退院・退所情報提供書</li> <li>居宅サービス計画書、給付管理票、介護給付費請求書、明細書、利用者又は家族に提供した文書の写し</li> </ul>	告示別表へ 通知第3の17  (基準告示) 告示第95号85の2	青 P865～867  緑 P171～175
	退院・退所加算 (I) イ 450単位	病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により1回受けている。	<input type="checkbox"/> 該当			
	退院・退所加算 (I) ロ 600単位	病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンスにより1回受けている。	<input type="checkbox"/> 該当	<ul style="list-style-type: none"> <li>※カンファレンスは退院・退所後に福祉用具の貸与が見込まれる場合は、必要に応じ、福祉用具専門相談員や居宅サービスを提供する作業療法士等が参加すること。</li> </ul>	Q25～36	
	退院・退所加算 (II) イ 600単位	病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により2回以上受けている。	<input type="checkbox"/> 該当			
	退院・退所加算 (II) ロ 750単位	病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供を2回受けており、うち1回以上はカンファレンスにより提供。	<input type="checkbox"/> 該当			
	退院・退所加算 (III) 900単位	病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供を3回以上受けており、うち1回以上はカンファレンスにより提供。	<input type="checkbox"/> 該当			

届出状況	点検項目	点検事項	点検結果	確認書類	告示・通知等	介護報酬の解釈頁
通院時情報連携加算 50単位		利用者が病院又は診療所において医師又は歯科医師の診察を受ける際に同席	<input type="checkbox"/> 該当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連携した情報の記録</li> <li>・居宅サービス計画書</li> <li>・給付管理票、介護給付費請求書、明細書</li> </ul>	告示別表ト	青 P867
		医師又は歯科医師等に対して利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報の提供を行うとともに、医師又は歯科医師等から利用者に関する必要な情報の提供を受ける	<input type="checkbox"/> 該当			
		居宅サービス計画等に記録	<input type="checkbox"/> あり			
		1月に1回を限度	<input type="checkbox"/> 該当			
		同席にあたって利用者の同意	<input type="checkbox"/> あり			
緊急時等居宅カンファレンス加算 200単位		病院又は診療所の求めにより、医師又は看護師等と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス・地域密着型サービスの利用に関する調整	<input type="checkbox"/> 該当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居宅サービス計画書</li> <li>・給付管理票、介護給付費請求書、明細書</li> </ul>	告示別表チ	青 P867
		カンファレンスの実施日、カンファレンスに参加した医療関係職種等の氏名及びカンファレンスの要点についての居宅サービス計画等への記載	<input type="checkbox"/> あり			
		1月に2回を限度	<input type="checkbox"/> 該当			
ターミナルケアマネジメント加算 400単位		在宅で死亡した利用者の死亡月に算定（死亡診断を目的として医療機関に搬送され24時間以内に死亡が確認される場合等を含む）	<input type="checkbox"/> 該当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援経過</li> <li>・居宅サービス計画書</li> <li>・給付管理票、介護給付費請求書、明細書</li> </ul>	告示別表リ	青 P868
		ターミナルケアマネジメントを受けることに同意した利用者について、24時間連絡できる体制を確保しており、かつ、必要に応じて指定居宅介護支援を行うことができる体制	<input type="checkbox"/> あり			
		終末期の医療やケアの方針に関する利用者又は家族の意向を把握	<input type="checkbox"/> 該当			
		利用者又はその家族の同意を得て、死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上、利用者の居宅を訪問	<input type="checkbox"/> 該当			
		利用者の心身の状況等の記録を主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者へ提供	<input type="checkbox"/> 該当			
		ターミナルケアマネジメントを受けることについて利用者又はその家族が同意した時点以降は、次に掲げる事項を居宅サービス計画等に記録 <ul style="list-style-type: none"> <li>・終末期の利用者の心身又は家族の状況の変化や環境の変化及びこれらに対して居宅介護支援事業者が行った支援についての記録</li> <li>・主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等と行った連絡調整に関する記録</li> <li>・利用者が、医師が一般に認められている医学的知見に基づき、回復の見込みがないと診断した者に該当することを確認した日及びその方法</li> </ul>	<input type="checkbox"/> あり			

## 自己点検シート 介護報酬編（介護予防支援費）

「告示」:平成18年厚生省告示第129号 「通知」:平成18年3月17日老031701号別紙1

届出状況	点検項目	点検事項	点検結果	確認書類	告示・通知等	介護報酬の解釈頁
介護予防支援費 (1月につき)	費用の額は、「指定介護予防支援介護給付費単位数表」により算定されているか。	(1) 介護予防支援費 (I)	4 4 2 単位	<ul style="list-style-type: none"> <li>サービス提供票・別表控</li> <li>給付管理票</li> <li>介護給付費請求書、明細書</li> <li>勤務体制一覧表</li> <li>出勤簿(タイムカード)</li> <li>委託契約書</li> </ul>	告示別表イ注1	青 P1370~1371
		地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者	<input type="checkbox"/> 該当			
		(2) 介護予防支援費 (II)	4 7 2 単位			
		指定居宅介護支援事業者が指定を受けた指定介護予防支援事業者	<input type="checkbox"/> 該当			
		地域区分は適正か。(7級地・地域単価:10.21円)	<input type="checkbox"/> 適正		告示別表イ注2	平成27年告示 緑 P568
高齢者虐待防止措置未 実施減算 (-1/100)	(1) 高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的 に開催している。		<input type="checkbox"/> 未実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>会議記録</li> <li>指針</li> <li>研修計画</li> <li>研修記録</li> </ul>	告示別表イ注3	青 P1372~1373
		(2) 高齢者虐待防止のための指針を整備している。	<input type="checkbox"/> 未実施			
		(3) 高齢者虐待防止のための研修を年1回以上実施している。	<input type="checkbox"/> 未実施			
		(4) 高齢者虐待防止措置を適正に実施するための担当者を置 いている。	<input type="checkbox"/> 未実施			
		(1)~(4)の一つでも講じられていない場合、事実が生じた月の翌 月から改善が認められた月までの間について、利用者全員につ いて減算	<input type="checkbox"/> 該当			
業務継続計画未実施減 算 (-1/100)	(1) 感染症に係る業務継続計画 (感染症の予防及びまん延の防止のための指針)		<input type="checkbox"/> 未策定	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画</li> <li>指針</li> </ul>	告示別表イ注4	青 P1372~1373
		(2) 災害に係る業務継続計画	<input type="checkbox"/> 未策定			
		(3) (1) (2)の計画に従い必要な措置を講じている。	<input type="checkbox"/> 未実施			
		(1)~(3)の一つでも講じられていない場合、事実が生じた月の翌 月(月の初日の場合は当該月)から基準に満たない状況が解消さ れた月まで、利用者全員について減算	<input type="checkbox"/> 該当			
		※令和7年3月31日まで経過措置期間				

届出状況	点検項目	点検事項	点検結果	確認書類	告示・通知等	介護報酬の解釈頁
	特別地域加算(+15%)	厚生労働大臣の定める地域	<input type="checkbox"/> 該当	・介護給付費請求書、明細書 ・ <b>体制等に関する届出必要</b>	告示別表イ注5 平成24年告示第120号	青 P1372 緑 P748～
	「中山間地域等」に所在する小規模事業所加算(+10%)  岡山市は「7級地」で対象外。	1単位の単価が「その他」の地域	<input checked="" type="checkbox"/> 非該当	・給付管理票	告示別表イ注6 通知第2の11(3) (施設基準)告示第96号87 告示第83号・ —	青 P1372～1373  緑 P766～
特別地域加算対象地域外		<input checked="" type="checkbox"/> 該当				
豪雪地帯、辺地、特定農山村地域、過疎地域のいずれかの地域 (3月を除くサービス提供が6か月以上ある事業所) 前年度(3月を除く)の1月当たりの平均実利用者数が20人以下		<input checked="" type="checkbox"/> 該当				
(上記の実績がない事業所) 直近3か月の1月当たりの平均実利用者数が20人以下		<input checked="" type="checkbox"/> 該当				
	「中山間地域等」に居住する者へのサービス提供を行った場合の加算(+5%)	利用者が該当地域に居住	<input type="checkbox"/> 該当	・運営規程 ・介護予防サービス計画	告示別表イ注7 告示第83号・ —	青 P1372 緑 P766～
		通常の事業の実施地域外	<input type="checkbox"/> 該当			
	初回加算 300単位	新規(契約の有無にかかわらず2か月以上介護予防支援を提供していない)に介護予防サービス計画を作成	<input type="checkbox"/> 該当	・介護予防サービス計画書 ・給付管理票、 ・介護給付費請求書、明細書	告示別表ロ 通知第2の11(4) Q1～5  R6年度報酬改定Q&A問7	青 P1374 緑 P176～177 P511
	委託連携加算 300単位	地域包括支援センターの設置者である介護予防支援事業所	<input type="checkbox"/> 該当	・介護予防サービス計画書 ・給付管理票、介護給付費請求書、明細書	告示別表ハ  通知第2の11(5)	青 P1374
		指定介護予防支援を指定居宅介護支援事業所に委託する際、利用者に係る必要な情報を指定居宅介護支援事業所に提供し、指定居宅介護支援事業所における介護予防サービス計画の作成等に協力	<input type="checkbox"/> 該当			
		利用者1人につき、1回を限度	<input type="checkbox"/> 該当			
		委託を開始した日の属する月に算定	<input type="checkbox"/> 該当			